

釣り人参加型カワウ調査アプリ開発及び体制構築支援実証業務委託仕様書

栃木県総合政策部デジタル戦略課

1 業務名

釣り人参加型カワウ調査アプリ開発及び体制構築支援実証業務

2 業務目的

本県の河川・湖沼では、古くから漁業や釣りが盛んに行われ、また、アユやマス類の養殖漁業が県内各地で営まれ、地域の産業とともに発展してきた。一方で、水産資源の食害不漁が問題となっており、特にカワウによる捕食額は、平成29年度で3億3,500万円と推計されている。

そのような中、「とちぎデジタルハブ」において、「カワウによるアユの食害をなんとかしたい」という課題が投稿され、釣り人等の協力を得てカワウの情報を取得し対策を講じることができないか議論されてきた（※1）。主な議論の内容は下記のとおり。

- ・カワウを発見した人の報告情報を集めることにより、報告を受けた者（漁業協同組合（以下、「漁協」という。）を想定）が情報を共有し、カワウ追い払いのための即時の対応を講じるとともに、それらのデータを蓄積し活用することで、効果的な駆除・追い払い対策を検討することができる。
- ・カワウは釣り人にとっても、県内の漁協関係者にとっても共通の有害鳥獣であるため、多くの釣り人・漁協関係者に協力頂ける可能性があり、デジタルを活用したこれまでにない取組を行うことから、多くの者に協力を頂ける体制構築が重要である。
- ・カワウ対策の重要な時期は、アユの産卵時期（10月）と放流時期（3～5月）であり、更に5月以降に順次アユ釣りが解禁される。10月の段階でプロトタイプによる小規模な試行を行い、関係者からの意見も踏まえて機能改善や追い払い等の対策の実施体制構築を検討することは、システム構築と実施体制の構築にとって効率的である。
- ・加えて、栃木県漁業協同組合連合会（以下、「漁連」という。）では、県内各漁協に依頼し、カワウの生息情報を調査しており、それを取りまとめて国に報告しているが、この報告情報を充実するとともに、取りまともを省力化することが、持続的な運用にとって重要である。

今回、プロジェクト内の議論を踏まえ、とちぎデジタルハブ実証実験審査会において、実証実験を行うことが適当であると答申を受けたため、必要と思われる実証実験を行うものである。

※1 <https://www.tochigi-digitalhub.jp/project/project.php?id=244>

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

4 実証実験の実施地域

プロジェクトメンバーと協議のうえ選定した地域

※ 原則、県内漁協の活動エリア内とする。

5 委託業務の内容

(1) 報告システムの構築

報告を受けた漁連及び県内各漁協が、即時のカワウ追い払いを行うことができる、釣り人等からの発見報告システム（以下、「システム」という。）を構築する。合わせて、当該システムは、効果的な駆除・追い払い対策の検討につながるデータを蓄積することができるものとする。

- ・多くの者に協力を得やすくするため、容易に報告しやすいものとする。
- ※ アユの釣り人や漁協関係者は、高齢者が多いことも考慮すること。
- ・漁協等が迅速に追い払いをすることができるよう、即時の情報共有ができること。
- ・発見したカワウの位置情報、羽数、飛来した方向、カワウの写真が取得できること。
- ・カワウのねぐらやコロニー発見につながる信頼性のある報告が得られること。
- ・カワウ対策の検討に必要な一定の量のデータが保存でき、処理しやすい形でダウンロードできること。
- ・漁連が行っている国への生息情報に関する報告についても、活用できるよう整合を図ること。
- ・報告を増やすためのインセンティブに活用可能な機能を実装すること。
- ※ 例：報告によりポイントを付与し、景品贈呈が可能となる機能 など

(2) 体制構築支援

アユ釣りを行う釣り人や漁協関係者は、高齢者が多いことから、デジタルを使ったこれまでになかった取組を行うことに対して、一定の心理的な壁があることが想定される。

また、漁協によってカワウ追い払いの対応が異なる中、システム導入を契機として意識変革を図り、活発な取組が行われるよう漁連や漁協の体制構築を支援する。

- ・構築したシステムが活用できるよう、システム使用者に対する支援を行うこと。
- ・構築したシステムや既存の連絡方法等を活用し、漁連や漁協のカワウ対策関係者が活発に追い払い等を行えるよう、運用ルールの策定等について支援すること。
- ・報告を増やすためのインセンティブに活用可能な機能の使用をはじめとした、報告者を増やす各種施策の検討や実施を支援すること。

(3) その他

- ・プロジェクトメンバーと適切に協議し連携を図ることにより、より実効性のあるシステム構築や体制構築支援を図ること。

6 スケジュール

9月	プロトタイプ作成、実施体制検討支援
10月	少人数によるプロトタイプ試行
11月～2月	プロトタイプの効果検証、機能改善、漁連や漁協・釣り人を交えた実施体制構築支援
3月	本格実証、報告書の提出

7 業務報告等

(1) 進捗状況の共有

- 業務の進捗状況や結果について、月1回以上、打合せを実施すること。
- 打合せの内容については、プロジェクトメンバーと共有すること。

(2) 報告書

- 事業の成果等をまとめた報告書の電子データ（Microsoft Office 製品等で作成した文書ファイル及びPDF ファイル）を提出すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た情報及び発注者から提供した資料等について、情報漏洩を防止するための適切な措置を講ずるものとし、また第三者に漏らしてはならない。契約解除後、業務完了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難しい事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上、解決を図るものとする。